

福島県廃棄物処理計画（素案）の概要

令和 3 年 9 月 1 6 日
一 般 廃 棄 物 課
産 業 廃 棄 物 課

1 福島県廃棄物処理計画

- ・廃棄物処理法に基づき、廃棄物の減量化や適正処理について定める法定計画
- ・県の最上位計画である「福島県総合計画」の部門別計画「福島県環境基本計画」を実現するための廃棄物対策の基本となる計画

2 改定のポイント

これまでの本計画に基づく取組状況はもとより、持続可能な開発目標である SDGs の達成や脱炭素社会の実現が国際的な共通課題となっているなどの社会情勢、本年度見直しを行っている上位計画の福島県総合計画や福島県環境基本計画の改定状況等を踏まえ、改定を行うもの。

主な改定のポイントは以下のとおり。

(1) 一般廃棄物

ア 3R（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）の意識啓発

- ・ワンウェイプラスチックの削減、代替品の利用促進の啓発を追加
- ・スマートフォン用アプリなどの ICT（情報通信技術）等を活用した情報発信を追加

イ 生ごみの減量化・リサイクルの推進

- ・生ごみの減量化等のモデル事業の実施、市町村への展開を追加
- ・生ごみの水切り徹底、食品ロス削減の強化

ウ 海洋ごみ対策の推進（新規）

- ・海岸漂着物等の実態把握、発生源の分析、発生抑制対策を追加

(2) 産業廃棄物

ア 産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用の推進

- ・排出量の多い汚泥や国際的にも排出抑制等が課題となっている廃プラスチック類の再生利用等に係る施設整備や調査研究に対する支援を強化

イ 産業廃棄物処理業の振興（新規）

- ・産業廃棄物処理業に従事する人材確保の支援等を追加

ウ 産業廃棄物処理施設の適切な整備

- ・使用済太陽光発電設備の適正処理等の推進を追加
- ・脱炭素社会に向けた施設整備の促進

(3) 不法投棄防止対策

- ・県境付近の監視を強化

3 計画期間

令和 4 年度～令和 8 年度（5 年間）

福島県廃棄物処理計画（素案）の骨子

第1章 はじめに

- 計画策定の趣旨 現行計画が終期を迎えること及び関連計画の改定内容や社会情勢等を踏まえた改定
- 計画の位置付け 廃棄物処理法に基づく法定計画及び福島県環境基本計画を実現するための廃棄物対策の基本となる計画
- 計画の期間 令和4年度～令和8年度（5年間）

第2章 本計画の基本目標

- 基本目標 「循環型社会の形成～持続可能な社会の実現のために」
（福島県環境基本計画に掲げる施策「循環型社会の形成」の実現）

第3章 一般廃棄物の処理

- 現状と将来予測
 - ・現行計画の目標は未達成の見込み
- 課題
 - ・ごみ排出量の削減とリサイクル率の向上に向けた施策の拡充
- 目標と施策

- ・目標

項目	R8 目標値
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	923
リサイクル率 (%)	16.0
1日当たりの最終処分量 (t/日)	150

現行計画の目標達成状況

R 元実績	R3 目標値	達成見込み
1,035	935 以下	×
12.7	21.0 以上	×
255	200 以下	×

- ・主な施策

前ページ2(1)のとおり

第4章 産業廃棄物の処理

- 現状と将来予測
 - ・排出量、再生利用率及び最終処分率とも目標達成見込み
- 課題
 - ・産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用のより一層の推進など
- 目標と施策

- ・目標

項目	R8 目標値
排出量 (万t/年)	770
再生利用率 (%)	52
最終処分率 (%)	6

現行計画の目標達成状況

R 元実績	R3 目標値	達成見込み
772.2	825 以下	○
54	51 以上	○
7	8 以下	○

- ・主な施策

前ページ2(2)のとおり

第5章 廃棄物の不法投棄防止対策

- 不法投棄防止のための方策

第6章 廃棄物の適正処理のためのその他の事項

- 放射性物質に汚染された廃棄物に関する対策
- 県外産業廃棄物の取扱い

第7章 計画の進行管理

- 計画の推進、進行管理、見直し